

民医連厚生事業協

共済だより

2021年
6月
第158号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp
(共済だより用)
kyousai@min-iren.gr.jp
(厚生事業協宛)
ホームページ:https://min-jigyo.or.jp



いわさきちひろ「後ろ姿のおさげ髪の少女」1970年（14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています）

主な記事

- 伝えていきたい私の民医連^⑬ 群馬・瀧口 道生(上)
- シリーズ ONE TEAMで立ち向かおう^⑤／愛媛・今村 高暢
- シリーズ 若者とともに主権者になろう^⑤／東京都立大学・宮下与兵衛
- いま、沖縄に連帯して ゲート前座り込み2500日
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートII^⑧ 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界^⑳ 現実の政治権力の姿勢と、能力に対する評価／斎藤 貴男
- 私の趣味・こだわり紹介^④ 聴くだけから話すことで、いつでもどこでも落語の世界へ／東京・稲荷亭みかん

携帯電話でご応募の方は
こちらからどうぞ
応募先のメールアドレスが
読みとれます



ONE TEAMで立ち向かおう⑤

相談するにもできない方へ

全日本民医連職員健康管理委員会委員長・
愛媛医療生協理事長・愛媛生協病院院長

今村 高暢（精神科・心療内科）



コロナ禍の中、職員のみなさん方は日々ストレスがたまっていることかと思えます。1年以上も、今の状況が続く、先も見えない状況の中、これまでの経験だけでは乗り切れない部分もありますので、上司や同僚に相談しないと仕事も進まないところもあります。また三密対策でしゃべりを控えるように言われている状況の中、容易に相談もしにくい状況ではないかと思えます。

普段から相談するのが苦手な方には、今の状況はさらにハードルが高くなっており、相談できないことさらにストレスがたまる悪循環に陥っている方もいるかもしれません。今回は、相談ができない理由を探り、そして相談が少しでもできる工夫について考えてみたいと思います。

まず悩みや不安の場合、漠然としているものもあり、それをうまく説明できたり、伝えたりする自信がなかったり、こんな悩みを相談すると嫌われるのではないかと先走って考えてしまい、余計に躊躇してしまう場合があると思います。そのように悶々と考えていると、どうせ話してもわかってもらえない、話しても変わらないとあきらめてしまうことにもなります。また悩みを相談することというのは相手に弱みを見せることになるのではないかと、余計なプライドが心にもたがってきて、相談を躊躇することにつながったりします。

相手に気を使いすぎて、こんな自分の小さな悩みで相手の時間を使ってしまうのは迷惑ではないかと思う人もいます。一方、勇気を振り絞っ

て相談したのに、十分に話を聞いてくれなかった、逆になぜか叱られてしまったという嫌な経験をしたために相談ができにくくなった人もいるかもしれません。

相談ができにくくなった理由は人によってさまざまに解決できる方法はありませんが、いくつか試してみることはできると思います。

まず、悩みや不安が漠然としてまとまらない人は、ノートやメモに思いつくまま書き連ねてみるのも一法です。頭の中で悶々とまとまらない考えも書くという外に出して見ることが整理がついてくるかもしれません。

身近に信頼できる人がいる人は、他人の悩みのように相談してみるのも一法です。自分の悩みは相談しに

くくても、それを人の悩みとして話してみると伝えやすくなることもあります。身近な人には相談しにくい内容でしたら、行政や民間で行っている電話相談窓口などに連絡を取ってみるのも一法です。そのような相談窓口は、研修を受けた人が対応してくれまますので、相談はしやすいと思います。

どんな方法でも動いてみないと変わらないと思います。そこで小さな成功を積み重ねることができれば、自信がついてきます。

まずは自分ができることから始めてみることをお勧めします。

- ①「職員の皆さんのセルフケアのための10のヒント」の活用を
②ラインケアとは
③同僚間のピアサポート
④コロナ禍で、安全衛生委員会活動の強化を
⑤介護事業所や訪問系事業所で働く仲間のヘルスケアのために
⑥ヘルスケア指針増補改訂版のポイント
⑦メンタルヘルスケアの具体化～主に管理者・ヘルスケア担当者を対象に
⑧新入職員を温かく迎えるために

学習討議用動画



全日本民医連
「職員の健康を守る動画」ページ
<https://www.min-iren.gr.jp/?p=40258>

※「iZip」などの解凍アプリを利用すればスマホでも見れます。

若者とともに主権者になろう

東京都立大学 宮下与兵衛



第五回 アメリカの主権者教育・民主主義教育と高校生の政治活動

今回はアメリカの教育と高校生の活動について紹介します。2011年にアメリカの若者たちは新自由主義政策反対に立ち上がり、以来、民主的社会主義を掲げてトランプ政権の政治とたたかってきた民主党左派の大統領候補バーニー・サンダースを支持してきました。

民主党の大統領候補はバイデンになり、トランプに勝ち当選しましたが、現在、バイデン大統領はサンダースや若者たちが掲げた富裕層への増税や最低賃金の引き上げ、2年制公立大学の学費無償化、地球温暖化対策を打ち出し国民の65%が支持を表明しています。

2019年3月にアメリカ・シカゴの4校の高校を訪問して授業を見

て、教師・生徒に聞き取りをしました。それは、高校生たちが銃規制運動や地球温暖化防止運動の先頭に立って活動してきたからで、そうした高校生を育てている教育委員会が推進している「デモクラシー・スクール（民主主義学校）」を調査するためでした。

アメリカでは中退生などによる学校内での銃乱射事件が毎年起きています。2018年2月に起きたアメリカ・フロリダ州の高校での銃乱射事件と直後にトランプ大統領が発表した教職員に銃を携帯させるといふ政策に対して高校生は立ち上がり、3月14日には全米で3000校の高校生が授業を中断して黙とうし、銃規制を求める

デモを行い、さらに3月24日には高校生たちの呼びかけた「命のための行進」にワシントンで80万人、全米では100万人が参加しました。訪問した4高校のうち、2校は生徒の要求で学校を休校にして教師と生徒がデモに参加し、2校は生徒のデモ参加を許可しました。

アメリカの伝統的な主権者教育は、「サービス・ラーニング」と言い、子どもたちを地域に出して、教科学習と連動した地域づくり、社会問題解決などに取り組ませることによって民主的なシティズン（市民）に育てていくというものであり、銃規制デモや気候変動防止デモ、人種差別反対デモなどへの生徒たちの参加を学校は積極的に支

援しています。

学校運営への生徒参加について生徒のリーダーに質問すると、「最近私たちが学校に要求して実現したことは、カリキュラムの改善で、LGBTなどについての性教育を増やしてほしい、外国語の導入を生徒会のアンケートで決めて欲しいと要求して実現しました。また、生理用品をトイレに常備して欲しいと要求して実現しました」と答えています。さらに生徒たちに政治や社会への捉え方について聞くと、「トランプ政治には失望している。でも、だからこそこうして活動している。こうして自分たちの声を発し、社会に参加していくことは、自分たちの責務だと感じる」と話してくれました。

欧米の教育では民主主義や権利を知識として教えるだけでなく、学校生活や地域生活の中でその民主主義や権利を保障する、つまり生徒に民主主義を学び、生きる体験をさせることによって民主的な主権者に育てようとしているのです。こうした主権者教育が日本の課題です。

1. 非人道的な入管法「改正」案

政府が国会に提出した出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）の「改正」案が、国内外から厳しい批判を浴びたことをご存知ですか？

母国で政治的・宗教的な迫害を受けたり戦争で家を失ったりして、祖国を離れ海外に逃げざるをえない人は数多くいます。その人たちに對する日本の行政は、これまでも非人道的的だと批判されてきましたが、「改正」案は、より排外的な色合いを強める異常なものでした。

2. 数々の深刻な問題点

例えば日本は、在留資格のない外国人は全て入管施設に無期限に収容して送還します。裁判所の審査を経ずに、家族がいても長期収容する非人道的な扱いは国際法にも反し、収容はあくまでも最終的な手段にすべきだと国連からも何度も勧告を受けてきました。

しかし「改正」案が新設する監理措置制度は、この長期収容を抜本的に改めるものではなく、収容の必要性は行政の広い裁量に委ねられ、裁判所の審査を経ません。

また、「改正」案ではオーバーステイなどで退去強制令を出された外国人が、自ら出国しない場合、刑事罰（退

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか

パートII

⑧9 あまりに非人道的な入管法「改正」案 ～国際水準と程遠い入管行政に反対の声を～



黒澤いつき

「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



去強制拒否罪）が適用されます。退去命令は、帰国すれば命が危なかったり、日本に家族がいたり、容易には出国できない事情がある人たちにも出され、刑罰で脅して追い出すのはあまりにも非人道的です。

さらに重大なのは、「改正」案が、難民認定申請が3回以上の人を対象に、強制送還を可能なケースと定めていることです。「難民認定手続き中は一旦送還が停止される」という現在の制度に例外を設け、難民申請中であっても強制送還を可能としたのです。

これは、保護を求め人を迫害されかねない場所に送り返すことを禁じる国際法上の「ノン・ルフールマン原則」に真っ向から反するもので、許されないものです。

この入管法「改正」案に対しては、国連人権理事会の特別報告者からは再検討を強く求める書簡が公開され、U N H C R（国連難民高等弁務官事務所）からは「非常に重大な懸念」が表明されています。

3. 収容施設での相次ぐ「死」

そもそも「改正」案を議論する前提を欠く、という問題もあります。入管に収容された外国人の「死」が相次いでいるのです。最近では学費が払えず退学したために在留資格を失ったスリ

ランカの女性が、健康を害し多臓器不全に陥ったにもかかわらず医療を受けることなく「見殺し」に近い状態で死亡しました。異常な外国人差別が根深い入管行政の実態と死の解明なくしては、「改正」案の審議はできません。

4. 法務大臣の不見識・不誠実

上川法務大臣は、国連の書簡を「一方的に公表された」などと抗議して誠実に対応しませんが、国連人権理事会の手続きを参加国の日本が知らないはずがありません。特別報告者の勧告を無視することは、（特別報告者の制度の根拠である）国連憲章を無視することを意味します。差別的な入管法「改正」案を出す政府や与党の外国人差別の意識の強さに啞然（あだん）とします。同じ人間として、決して許されるものではありません。

5. 法案取り下げ！

野党のたたかいと世論の後押しのおかげあり、この改正案は取り下げになりました。日本の極めて歪んだ入管行政の実態が、広く知れ渡りました。スリランカの女性死亡事故に限らず、これまでも衰弱死や自殺が途切れないという異様な収容施設の実態解明、入管法自体の抜本的な修正を、引き続き目指しましょう！

